

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県川越市大字久下戸千九百四十二番地一 カームオータム南古谷二〇二号  
室

岡本 盛治

二 指定年月日

令和三年十一月五日